

関西広域連合告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づく京都府に対する関西広域連合の公平委員会の事務の委託を次のとおり廃止するので、同法第 292 条において準用する同法第 252 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成 25 年 3 月 26 日

関西広域連合長 井戸 敏三

関西広域連合と京都府との間の公平委員会に係る事務委託に関する規約（平成 23 年関西広域連合告示第 2 号）を平成 25 年 3 月 31 日をもって廃止する。